



## 医療情報取得加算について

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる体制を整えることで  
過去の受診歴・薬剤情報・特定健診情報等を  
取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

それに伴い、初診時・再診時に  
医療情報取得加算を算定しております。

### マイナンバーカードをご提示いただいた場合

医療情報取得加算 2 (初診料算定時) : 1点

医療情報取得加算 4 (再診料算定時) : 1点

### 従来の保険証をご提示いただいた場合

医療情報取得加算 1 (初診料算定時) : 3点

医療情報取得加算 3 (再診料算定時) : 2点

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

2024年6月1日